

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成20年度
計画作成年度	平成23年度
計画変更年度	平成26年度
計画変更年度	平成29年度
計画変更年度	令和元年度
計画変更年度	令和 2年度
計画変更年度	令和 5年度
計画主体	早川町

早川町鳥獣被害防止計画

担 当 部 署 名 早川町役場振興課
所 在 地 山梨県南巨摩郡早川町高住 758
電 話 番 号 0 5 5 6 - 4 5 - 2 5 1 6
F A X 番 号 0 5 5 6 - 4 5 - 2 5 2 3
メールアドレス shinkou@town.hayakawa.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、アライグマ、ツキノワグマ ハクビシン
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	早川町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンジカ	豆類	29 a 88千円
	果樹	22 a 159千円
	野菜	20 a 16千円
イノシシ	野菜	20 a 60千円
	芋類	10 a 10千円
ニホンザル	果樹	130a 413千円
	豆類	80a 35千円
	野菜	7a 11千円
	芋類	14a 8千円
ハクビシン	果樹	5a 17千円
	野菜	21a 24千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

ニホンザル・イノシシ・ニホンジカ等による農作物の食害や、ニホンジカ・ツキノワグマによる樹木剥皮の林業被害が通年にわたり報告されている。また、鳥獣の集落への出没も著しくなっている。また、ツキノワグマと思われる目撃情報もあり、人家近くでも目撃されているため人身被害の恐れも懸念される。

対象鳥獣ごとの傾向は下記のとおりである。

ニホンザル集落内の農作物全般及びシイタケ等の林産物にも顕著な被害

ニホンジカ集落内及び周辺における農作物被害と苗木等の食害による林業被害も顕著

イノシシ-豚熱で減少していたが、今年度は数件捕獲されている。タケノコ等を中心に被害。

--

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度）	
ニホンザル	231a	467 千円	208a	420 千円
イノシシ	30a	70 千円	27a	63 千円
ニホンジカ	71a	263 千円	64a	236 千円
ハクビシン	26a	41 千円	23a	37 千円
合計	358a	841 千円	322a	756 千円
アライグマ	目撃情報があるが不明		発見した場合は速やかに捕獲し、被害を最小限に抑える	
ツキノワグマ	目撃情報があるが不明		被害の発生防止に努める	

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	猟友会に委託の有害駆除、管理捕獲による捕獲の実施とそれに対する町負担による補助捕獲檻、くくりわなの購入及び各地区への配備各地区への配置	捕獲頭数も増えているが、それ以上に繁殖しているため被害はなかなか減少しない。 猟友会隊員の減少と新規隊員の確保が難しい。 駆除隊員も職業を持っているため常時の活動が難しい。 猟友会との連携を強化し、捕獲従事者の確保・育成に努めていく必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	国補、県単事業による電気柵等の整備について、12集落（整備延長7,709m）	対象獣によって、防護柵の効果があるものかないものがある。 山間傾斜地の集落が殆どのため、維

する取組	個人の防護柵設置への助成（資材費の1/2もしくは上限3万円）	持管理が容易でない。 高齢化と人口減少により、維持管理の活動自体も難しくなっている。
生息環境管理その他の取組	サル個体群のテレメトリ調査と追払い実施、追払い技術の普及・実証	

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

本計画に基づいて、町全体として鳥獣被害の軽減に取り組むとともに、鳥獣害に負けない地域づくりを推進する。

1.被害地域と周辺地域との相互協力体制の強化

2.被害防止実践活動

- ①捕獲の担い手の育成・確保（猟友会への支援の強化）
- ②捕獲従事者への助成（町負担事業）
- ③特定鳥獣適正管理事業の推進（県・町負担：ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル）
- ④防止柵等の設置の推進及び整備済み防止柵の維持管理の徹底
- ⑤耕作放棄地の刈払や放置森林の間伐等整備による緩衝帯の整備の検討
- ⑥特定外来生物（アライグマ）に対する取組みの実施
- ⑦捕獲従事者に対する事故防止の啓発活動の徹底
- ⑧放任果樹の除去（町広報等で啓発）
- ⑨捕獲等をした対象鳥獣の有効活用の検討及び実施(ジビエ等)

3.被害防止啓発活動

- ①地域住民に対し、町広報等を通じて有効かつ必要な情報を提供する

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標

を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
 （ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。）。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

県の第二種特定鳥獣管理計画に基づく特定鳥獣の捕獲及び有害捕獲を猟友会に委託

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	ニホンザル イノシシ ニホンジカ ハクビシ アライグマ ツキノワグマ	有害駆除、管理捕獲実施による捕獲檻、ワナの設置 捕獲従事者確保育成のための猟友会員への助成 県が実施する捕獲従事者講習会への参加、従事者登録による捕獲者の確保（アライグマ）
令和6年度	ニホンザル イノシシ ニホンジカ ハクビシ アライグマ ツキノワグマ	有害駆除、管理捕獲実施による捕獲檻、ワナの設置 捕獲従事者確保育成のための猟友会員への助成 県が実施する捕獲従事者講習会への参加、従事者登録による捕獲者の確保（アライグマ）
令和7年度	ニホンザル イノシシ ニホンジカ ハクビシ アライグマ ツキノワグマ	有害駆除、管理捕獲実施による捕獲檻、ワナの設置 捕獲従事者確保育成のための猟友会員への助成 鳥獣被害対策実施隊設置 県が実施する捕獲従事者講習会への参加、従事者登録による捕獲者の確保（アライグマ）

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方									
<p>県の鳥獣保護管理事業計画に基づいて、人と鳥獣の共存を目指した科学的、計画的な特定鳥獣保護管理として、地域の個体群の長期にわたる安定的維持を図る。</p> <p>具体的には</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ニホンザルについては、加害ザルの捕獲 ② イノシシについては里山で被害をもたらすもの ③ ニホンジカについてはメスジカを中心に捕獲 <p>・アライグマ：被害発生箇所周辺で、ワナによる捕獲を実施し効率的に捕獲</p> <p>・ツキノワグマ：人身被害発生や同一個体が住宅周辺に出没を繰り返すなど、人身被害が懸念される場合において最小限の捕獲</p>									
過去3年の捕獲実績									
対象鳥獣	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	有害捕獲	管理捕獲	合計	有害捕獲	管理捕獲	合計	有害捕獲	管理捕獲	合計
イノシシ	1	21	22	1	26	27	0	2	2
ニホンジカ	10	58	68	5	103	108	7	78	85
ニホンザル	20	48	68	30	25	55	40	66	106

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等								
	令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	有害捕獲	管理捕獲	合計数	有害捕獲	管理捕獲	合計数	有害捕獲	管理捕獲	合計数
ニホンザル	30	60	90	30	60	90	30	60	90
イノシシ	10	20	30	10	20	30	10	20	30
ニホンジカ	20	120	140	20	120	140	20	120	140
アライグマ	被害・目撃箇所周辺において、加害個体の徹底した捕獲を実施								

ツキノワグマ	ツキノワグマは、被害状況に応じた最小限の捕獲を実施
--------	---------------------------

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>猟友会、鳥獣被害対策実施隊による有害駆除、管理捕獲を通年で実施することにより捕獲体制を強化する。また、銃や既存の捕獲檻等を利用し効率的な捕獲を実施する。なお、アライグマについては、「第3期山梨県アライグマ防除実施計画」に基づき捕獲を実施し、ツキノワグマは、加害個体の最小限の捕獲を行う。</p> <p>(捕獲手段)</p> <p>ニホンジカ→銃・くくり罠・囲いわな イノシシ →銃・くくり罠 ニホンザル→銃・囲いわな アライグマ→箱わな ツキノワグマ →銃・専用捕獲檻</p>

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	該当なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類

を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンジカ	古屋地区（ヤマぶどう圃場）	被害状況を加味した設置の検討	被害状況を加味した設置の検討
イノシシ	被害状況を加味した設置の検討	被害状況を加味した設置の検討	被害状況を加味した設置の検討
ニホンザル	被害状況を加味した設置の検討	被害状況を加味した設置の検討	被害状況を加味した設置の検討

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンジカ	耕作放棄地の刈払い	〃	〃
イノシシ	〃	〃	〃
ニホンザル	〃	〃	〃

	花火等で追払い	花火等で追払い	花火等で追払い
--	---------	---------	---------

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	ニホンジカ イノシシ	里山の未整備林の間伐等の実施による緩衝帯の設置
令和6年度	ニホンジカ イノシシ	里山の未整備林の間伐等の実施による緩衝帯の設置
令和7年度	ニホンジカ イノシシ	里山の未整備林の間伐等の実施による緩衝帯の設置

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
早川町	情報収集・住民への注意喚起・関係機関への連絡・捕獲等同行
警察	現場での指示
猟友会・鳥獣被害対策実施隊	追払い・捕獲実施
峡南農務事務所	関係機関への連絡・現場での指示
峡南林務環境事務所	関係機関への連絡・現場での指示
峡南保健福祉事務所 (峡南保健所)	関係機関への連絡・野生鳥獣の処理に関する指導
山梨県農政部畜産課	関係機関への連絡・野生鳥獣の処理に関する指導

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

住民等 →早川町役場 →猟友会
→警察
→峡南林務環境事務所
→峡南農務事務所
→峡南保健福祉事務所(峡南保健所)
→山梨県農政部畜産課

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<早川町ジビエ処理加工施設>

1、目的

早川町では、シカ・イノシシの被害対策として年間を通し捕獲を推進している。しかし、食肉として利用されるのはわずかであったことから、「命あった動物を最大限に有効利用することが大切である」と考え、平成26年8月に町設営によりジビエ処理加工施設の稼働を開始した。ジビエ処理加工施設の開設により、「早川ジビエ」として早川町の新たな特産物とすることを目指す。また、個体の買い取りにより、狩猟者の金銭的・体力的負担の軽減につなげる。

2、処理工程

(1) 概要

厚生労働省「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)の策定に伴い見直された山梨県「野生動物肉の衛生及び品質確保に関するガイドライン(ニホンジカ・イノシシ)」を遵守し、さらに熟成や電解水での洗浄などの独自の処理を加え、高品質の食肉の生産に努めている。

(2) 搬入

シカ1頭あたり3千円～5千円、イノシシ1頭あたり5千円～1万円を捕獲者に支払っている。搬入個体ごと番号を振り、トレーサビリティを実施。

(3) 剥皮

電動ウインチを使って皮を剥く。スムーズに衛生的に行えるだけでなく、皮は革製品の原材料として利用するため、刃物の傷がつかないメリットもある。

(4) 洗浄・殺菌

電解水（アルカリ水・酸性水）を用いて、強力な洗浄と殺菌を施す。

煮沸消毒を用いてナイフ等の解体器具に殺菌を施す。

(5) 急速冷凍

-30℃で急速冷凍し、鮮度の高い状態で保持する。

(7) 金属探知

金属探知機に通し、体内に残った銃弾を検査する。

3、販売

併設の直売所において精肉の販売

また、県内外の飲食店5店舗に精肉を卸売している。

なお、予約制ではあるが併設のレストランにてジビエを使った飲食の提供も行っている。

4、稼働状況(年間処理能力150頭)

区分		31年度	2年度	3年度	4年度(12月暫定)
処理頭数	シカ	44	62	86	61
	イノシシ	9	8	0	4
稼働率(単位%)		35.3%	46.6%	57.3%	43.3%

5、課題

(1) 食肉販売

- ・シカは歩留りが30%程度と悪く、利益を生み出すことは難しい。
- ・食肉にできない細かいスジ肉はペットフードとして利用しているが、限界がある。
- ・現在、部位により販売量に大きな差があり、基準となる全国的な価格がなく価格設定に苦しんでいる。
- ・肉質の基準も明確に定められていない。安全な野生獣肉を流通させるためにも、厚労省のガイドラインを活用し、遵守している施設とそうでない施設の肉の差別化が必要である。早川町では、ブランド化に向け、平成29年12月に山梨県の山梨ジビエ認証制度において認証を受けたが、更なるブランド価値の向上のため、ジビエに特化した認証制度の整備が必要と感じる。
- ・当施設では現在内臓は食用としていないが、安全性が検証されれば内臓の利用も考えている。

(2) 廃棄物処理

- ・シカは歩留が悪く、半分以上が産業廃棄物（動植物性残さ）となっているので、肉のみならず皮、骨、角、内臓等も有効活用し産業廃棄物が出ないように

検討をしていく必要がある。

(3) 皮、角などの副産物利用

- ・ジビエ処理加工施設が稼働した当初から、数枚程度、県外の業者に鹿皮を鞣してもらっているが、費用が高く、結果として革製品もかなり高価なものとなり、需要は伸び悩んでいる。なめし費用に対する補助があれば、利用を促進できる。
- ・角は1つ1つ形が異なる上、個々の価値観に委ねられる部分が大きく、適正な価格を付けることが難しい。
- ・シカ・イノシシの皮や角の利用に特化した技術者の育成・派遣等の活用も検討する。

(4) 人材の確保

- ・シカ、イノシシの解体・精肉作業は他に類を見ないもので、誰でもできるような作業ではなく、人材の確保が難しい。若い人材の育成をしなければ施設が稼働できなくなる恐れがある。

(5) 受入の確保

- ・現在、処理施設では特定の人が捕獲したシカ、イノシシを処理しているが、今後は地元猟友会や峡南猟友会とともに連携し受入れの確保につとめる、しかしながら販売量が増加していかないと処理頭数も増加していかないのが現実であり、販路拡大も検討していく必要がある。

<食肉利用以外の処分>

- ・早川町ジビエ処理加工施設で加工肉として利用している個体は、町内で捕獲されるニホンジカ・イノシシ総数の約1/3であり、残りは狩猟者の自家消費或いは山中埋設で処理される。
捕獲者にとって山中への埋設は重労働であることから、加工できない捕獲個体を処理する方法を検討していく。
- ・「山梨県管理捕獲実施要領」及び「山梨県有害鳥獣捕獲実施要領」に基づき捕獲後は適正に処理する。(ただし、「第2期山梨県アライグマ防除実施計画」に基づき捕獲したアライグマについては焼却処分とする。)
- ・焼却等の処理施設整備の検討

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	シカは歩留りが30%程度と悪く、利益を生み出すことは難しい。食肉にできない細かいスジ肉はペットフードとして利用しているが、限界がある。
ペットフード	細かいスジ肉はペットフードとして利用している。
皮革	ジビエ処理加工施設が稼働した当初から、数枚程度、県外の業者に鹿皮を鞣してもらっているが、費用が高く、結果として革製品もかなり高価なものとなり、需要は伸び悩んでいる。なめし費用に対する補助があれば、利用を促進できる。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等での体給餌、学術研究等)	角は1つ1つ形が異なる上、個々の価値観に委ねられる部分が大きく、適正な価格を付けることが難しい。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

厚生労働省「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）の策定に伴い見直された山梨県「野生動物肉の衛生及び品質確保に関するガイドライン（ニホンジカ・イノシシ）」を遵守し、さらに熟成や電解水での洗浄などの独自の処理を加え、高品質の食肉の生産に努めている。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	役割
構成機関の名称	役割
早川町議会（町議会代表）	被害対策の助言
早川町区長会（住民代表）	情報提供・被害対策への協力
早川町農業委員会（農業団体）	情報提供・被害対策への協力
早川町森林組合（林業団体）	情報提供・被害対策への協力
峡南猟友会早川分会（狩猟者団体）	被害防除対策の実施・協力
早川町獣害対策組合（被害対策組織）	被害防除対策の実施・協力・住民への普及啓発及び情報提供
鳥獣保護員	被害防除対策の実施・協力
峡南農務事務所（指導機関）	被害防止の助言・指導
峡南林務環境事務所（指導機関）	被害防止の助言・指導
峡南保健福祉事務所(峡南保健所) (指導機関)	野生鳥獣の処理に関する助言・指導
山梨県農政部畜産課	野生鳥獣の処理に関する助言・指導
早川町役場（事務局）	協議会の運営・提言・連携・連絡調整

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
山梨県総合農業技術センター	鳥獣害全般に関する指導・助言
山梨県森林総合研究所	鳥獣害全般に関する指導・助言

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成25年度7月に設置。
地区のパトロール、銃器、花火による追払い、捕獲の実施。
実施隊は、猟友会に在籍する33名。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

電気柵等の設置による適正な維持管理を図る。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。